

公益財団法人 仙台市公園緑地協会 一般事業主行動計画（4回目）

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

2. 内容

◆目標1 年次休暇の取得促進（1年度に付与された日数の80%以上）

対策 個人別の年次休暇取得状況について把握し、所属長より助言を行うとともに、必要に応じ組織体制や業務分担の変更を検討する。

◆目標2 所定外労働の縮減

フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を45時間未満とする。

対策 毎年度初めに、所属長を通じて各課に文書にて周知を行う。

過剰な所定外労働が見受けられる課については改善策の提出を求め、実施状況について定期的に報告を受ける。

◆目標3 男性労働者で育児休業又は育児に関する目的で利用できる休暇を取得した者を延べ3名以上とする

対策 配偶者が出産を予定している男性職員全員に対し、育児休業制度及び育児に関する目的で利用できる休暇制度について個別に情報提供を行う。